

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙期日及び選挙すべき議員の数
- ・繰上投票区及び投票期日
- ・投票用紙の様式及び規格
- ・選挙長及び同職務代理者の選任
- ・選挙会を行う場所及び日時
- ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

所管課(室)名

選挙管理委員会書記室

〃

〃

〃

〃

〃

〃

### 選挙管理委員会告示

#### 長崎県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号及び同条第3項第3号の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙の期日 令和8年2月8日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
長崎市選挙区	2人
佐世保市・北松浦郡選挙区	1人

#### 長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

市町名	繰上投票区名	投票期日
小値賀町	第5投票区(大島地区)	令和8年2月7日

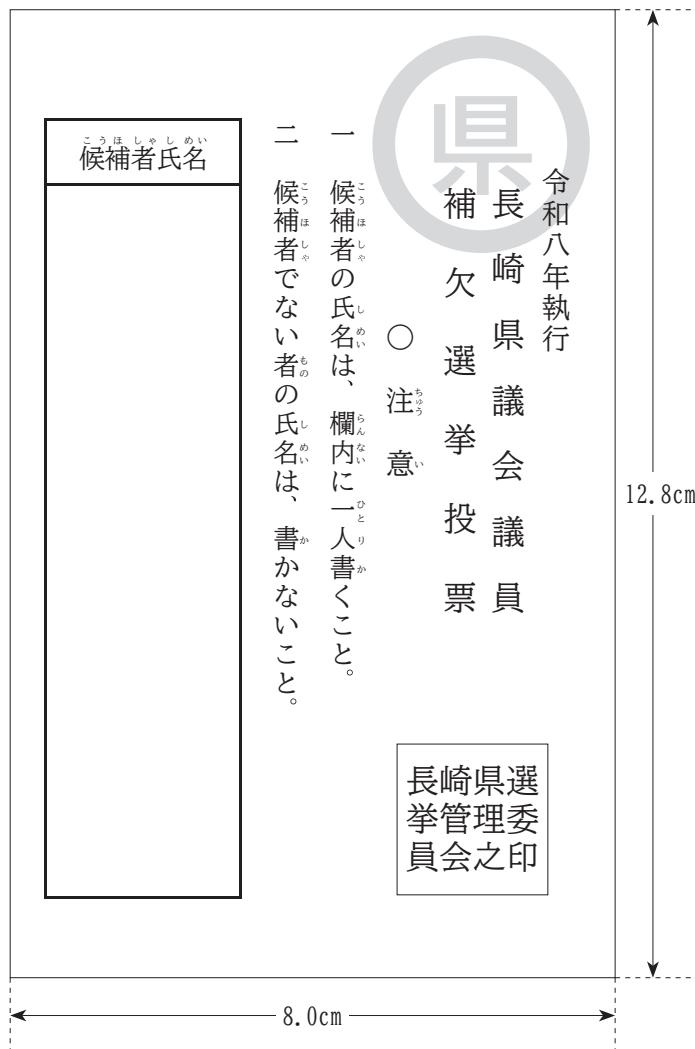
#### 長崎県選挙管理委員会告示第37号

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

## 1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

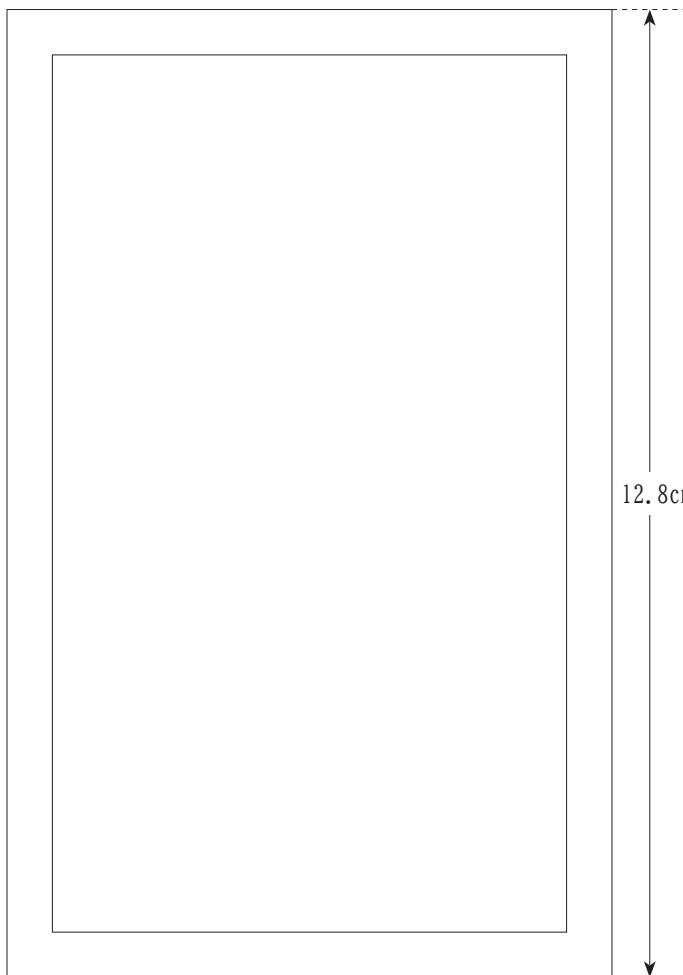
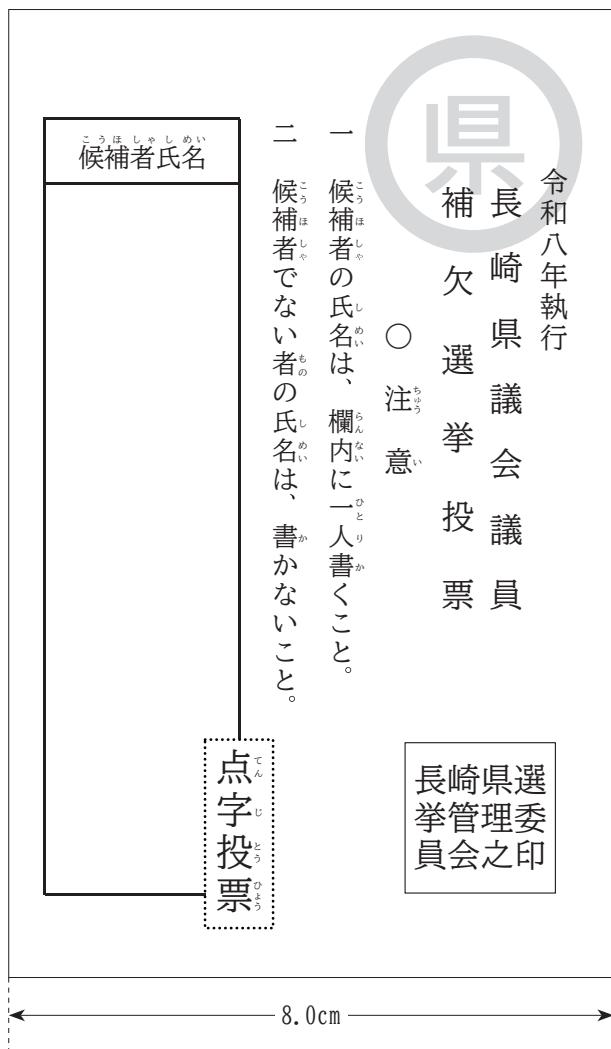


- 備考 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色刷りとする。  
2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。  
3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

## 2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

(表)

(裏)



- 備考 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は赤色刷りとする。  
 2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。  
 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。  
 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。  
 5 右中央部に「けんぎ」と点字により表示するものとする。

**長崎県選挙管理委員会告示第38号**

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
長崎市選挙区	小橋和則	長崎県長崎市	平尾隆弘	長崎県長崎市
佐世保市・北松浦郡選挙区	本多慎也	長崎県長崎市	原口佑樹	長崎県長崎市

**長崎県選挙管理委員会告示第39号**

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

## 【長崎市選挙区】

1 場所 長崎市尾上町3番1号  
長崎県庁行政棟320会議室

2 日 時 令和8年2月11日 午後3時

## 【佐世保市・北松浦郡選挙区】

1 場所 佐世保市木場田町3番地25号  
県北振興局本館3階第一会議室

2 日 時 令和8年2月10日 午後5時

**長崎県選挙管理委員会告示第40号**

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

## 【長崎市選挙区】

1 場所 長崎市尾上町3番1号  
長崎県選挙管理委員会書記室

2 日 時 令和8年1月30日 午後5時30分

## 【佐世保市・北松浦郡選挙区】

1 場所 佐世保市木場田町3番地25号  
県北振興局本館3階第一会議室

2 日 時 令和8年1月30日 午後5時30分

**長崎県選挙管理委員会告示第41号**

令和8年2月8日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和8年1月30日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

## 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- オ 宿泊料（食事料2食分を含む。）1夜につき23,000円
- カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
- キ 茶菓料 1日につき1,000円

## 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- ア 基本日額 10,000円
- イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

## 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1のア、イ、ウ及びエに掲げる額
- イ 宿泊料（食事料を除く。）1夜につき20,000円

## 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

- ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
- イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき20,000円

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表  
(八二四)  
二一  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
寺田  
プリント  
宏弥ト